

第3次亀山市男女共同参画基本計画（案）に係る市議会意見とその対応

意見箇所		意見の趣旨	市の考え方	修正点等
頁				
36	【計画の目標値と参考指標】	「市職員一人当たりの年次有給休暇の年間取得率」とあるが、この内容は総合計画の前期基本計画の議会の意見でも提出しているが、有給休暇取得日数については、労働基準法で定められたものであり、本来目標値を定めるものではないことから記載すべきではない。	労働基準法においては、有給休暇を付与することが規定されており、その取得目標等については、市の特定事業主行動計画において定めています。本計画においても、男女共同参画社会の形成のため、その推移を定期的に調査・把握していくもの（参考指標）として位置付けたいと考えております。	修正無し